

## みなさんと農業農村整備事業を進めていきます

環境に配慮した事業を進めるため、環境調査の実施や計画の策定段階から地域のみなさんと環境への配慮方法を考えていきます。

さらに、事業の実施中や事業完了後ににおいても環境との調和への配慮を検討するとともに、環境への影響をモニタリングします。その結果により、必要に応じて施設の補修や修正を行う順応的管理を実施していきます。

注：右の事業の進め方は、当面、農業農村整備事業のうち、以下の事業に適用します。

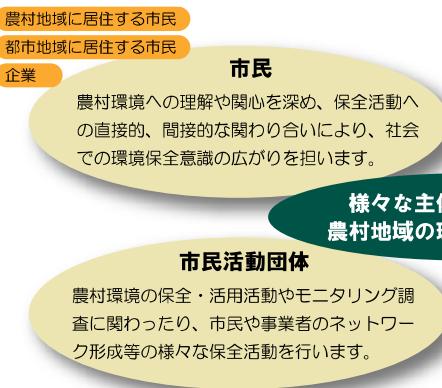
- 貴重種の生息が確認された地点など  
『特に環境保全に配慮すべき事業』
- 環境への影響が大きい  
『大規模な農業農村整備事業』  
(受益面積 10ha 以上)



農業者、農村地域に居住する市民、有識者、都市地域に居住する市民、企業、市民活動団体など

## みなさんも参加してみませんか？

農村環境計画を推進していくためには、様々な方々の理解と主体的な取組が必要です。みんなの参加・協力を待ちています。



再生紙表示

お問い合わせ先 浜松市農林水産部農業水産政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江3-1-10 TEL 053-457-2334 / FAX 053-457-2214  
eメール nousei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 浜松市農村環境計画

未来に響け！

平成 23 年 4 月

みんなで奏てる農と自然の交響曲 シンフォニー



## 農村環境計画の目的

浜松市は、天竜川中流域の中山間地、扇状地の平野、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から遠州灘沿岸部と多彩な地域を有しています。中でも農地は、農業生産活動が行われることによって、美しく安らぎのある景観や、多様な生き物の生育・生息の場を提供したり、水資源のかん養、土壤侵食防止などの多面的な機能を発揮しています。農業農村整備事業（\*）の実施においては、高い生産性を実現するために、施設整備を中心に環境との調和を図ってきました。しかし、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加等から鳥獣被害が拡大したり、かつての田園の風景や身近な生き物が減少する傾向にあります。

そこで、浜松市では、農業農村整備にあたっての環境配慮の指針を示す「浜松市農村環境計画」を策定し、これをもとに環境との調和に配慮した事業を進めていくことによって、多様な農村環境が次代へ引き継がれ、地域づくりにつながることを目指します。そのためには、農村環境を取り巻く様々な主体の自発的な参加、協働が不可欠であるため、市民、市民活動団体、農業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、活動していくことを目指します。

\*農業生産の基礎となる農地や農業用水の整備とともに農道・農業集落排水施設の整備など農村生活環境の整備を行いうものです。



浜松市

# 環境保全の基本方針

市民一人ひとりが浜松の各地域の農村環境を認識し、市民共有の資産として保全・再生することで、農村環境が持つ多面的機能を次代へ継承していきます。

基本理念

未来に響け！

## みんなで奏てる農と自然の交響曲 シンフォニー

基本方針

### 方針1 生物多様性の保全

- ①生物の生息・生育場所の保全と創出
- ②生物の生息・生育場所のネットワークの形成
- ③生物多様性保全活動の促進

### 方針2 良好的な景観の保全と形成

- ①自然環境の保全・育成・活用
- ②歴史的・文化的景観の保全・育成
- ③景観づくり活動の促進

### 方針3 自然循環機能の維持・増進

- ①自然エネルギーの利活用の促進
- ②環境保全型農業の促進
- ③バイオマスの利活用の促進

### 方針4 歴史と伝統文化の継承と活用

- ①文化財や祭り、伝統行事などの継承
- ②新たな地域資源の発掘と活用

### 方針5 農村コミュニティの再生

- ①農地・農業用水等の資源保全
- ②新たな農村コミュニティづくり



## 計画の対象となる地域

計画の対象地域となるのは、市内の農業振興地域です。ただし、農業振興地域外であっても、今後、農業農村整備事業を実施するにあたり、環境への配慮が必要と想定される地域は対象とします。計画では、山間部や台地、海岸部などの環境特性に応じて地域を区分しています。それぞれの地域の特性を活かして、本計画を進めています。

# 全体計画

### ◆方針1-①生物の生息・生育場所の保全と創出

配慮すべき特定の保全対象種（シンボル種）を地域の環境特性や事業内容から設定し、その生活史を理解した上で、多様な生息環境の保全を図ります。さらに、既存施設を活用しながら環境配慮の工夫を加えたり、環境に配慮した施設整備、外来種対策などの方策を行います。特に貴重種については、その供給源を保全・創出します。

### ◆方針1-②生物の生息・生育場所のネットワークの形成

動物は、必要な生息環境を求めて適当な時期に移動しながら生息しているため、移動経路が分断されると、生息域の減少等の著しい影響を与えることになります。そのため、対象とする動物が利用する生息環境や地域条件を勘案し、生息空間のネットワークや生物の回廊（エコロジカル Corridor）を構築していきます。

### ◆方針1-③生物多様性保全活動の促進

生物の生息・生育の場の創出や農地・農業水利施設等の適切な管理などの生物多様性保全活動を展開します。次代を担う子どもたちが環境に対する豊かな感性と知識を育てる取組を推進します。外来種や有害鳥獣対策として、里地里山の整備・保全を検討します。

### ◆方針2-①自然景観の保全・育成・活用

育林活動や農地の流動化の促進などによる集団農地の確保、耕作放棄地の利活用等を推進します。また、農村景観保全に関連する方策を総合的に進めていくことが必要です。エコツーリズムやグリーン・ツーリズム等による都市部との交流促進のためのプログラムを推進します。

### ◆方針2-②歴史的・文化的景観の保全・育成

農村集落や農業用施設が作り出す景観を保全するとともに育成を図ります。また、残存する貴重な歴史的農業用施設は、地域の魅力的な景観資源として、資源周辺の景観も含め、良好な景観形成に努めます。

### ◆方針2-③景観づくり活動の促進

景観条例や集落ごとの景観協定等の活用による農村景観の保全・形成を永続的、総合的に推進します。

### ◆方針3-①自然エネルギーの利活用の促進

浜松市の日照時間は、全国的に見てもトップクラスの水準であるため、この日照時間を活かし、地球温暖化対策として、ファームボンド上にパネルを敷き詰めて太陽光発電を利用することや用水路での小水力発電など、農村地域での自然エネルギー利用を検討していきます。

### ◆方針3-②環境保全型農業の促進

農業者が環境保全型農業などの持続性が高く、付加価値をもつ農業生産方式を導入しやすくするための対策として、講習会の開催や専門家の派遣などの支援策を講じたり、エコファーマーとしての認定取得を支援したりします。

### ◆方針3-③バイオマスの利活用の促進

木くずや間伐材を施設栽培ボイラー用等の木質ペレットのエネルギー資源としての利用拡大を検討していきます。また、果樹剪定枝や家畜ふん尿の堆肥化等の取組を「浜松市バイオマスタウン構想」と連携して推進していきます。

### ◆方針4-①文化財や祭り、伝統行事などの継承

文化財や伝統文化の継承を支える場、機会の創出等に努め、歴史と伝統文化の次代への継承を推進していきます。

### ◆方針4-②新たな地域資源の発掘と活用

地域の資源を自ら再発見する取組や、地域資源を最大限に活用した都市との交流をはじめ6次産業化の取組を推進します。特に、農村環境の自然や歴史・食文化を体験するイベントや周遊コースの創設など観光資源としての積極的な活用を推進します。また、農業体験や自然とのふれあい、食育などを通じて、農地の持つ多面的機能への理解を深めます（グリーン・ツーリズム、農山村での長期宿泊体験等）。

### ◆方針5-①農地・農業用水等の資源保全

「農地・水・環境保全向上対策」「しずおか棚田・里地くらぶ」「一社一村しづおか運動」等様々な取組を促進します。また、鳥獣被害の拡大防止のため、集落ぐるみの里山の管理、緩衝地帯の見直し、侵入防止柵の設置等による被害の防除等を総合的に実施していきます。一方、都市的地域で、耕作放棄地を体験型・学習型の観光農園や市民農園等として活用したり、農業に参画する企業の誘致を図ります。

### ◆方針5-②新たな農村コミュニティづくり

多くの都市住民に農山村地域を訪れる機会を提供し、農山村地域での交流を図っていきます。また、地域のリーダーを中心として、生産・加工・販売を連携させたコミュニティビジネスの活用など、農村地域での新たなコミュニティづくりも促進していきます。

# 環境との調和に配慮した事業の実施《環境への配慮例》

農業農村整備事業の実施にあたっては、農業者・住民等の意向を十分踏まえ、『安全性』、『経済性』、『維持管理方法』などの検討を行い、地域条件と管理条件に応じた柔軟な対応を基本にして、環境との調和に配慮した事業をすすめます。

